

## 一般社団法人静岡県測量設計業協会入会金及び会費徴収規程

一般社団法人静岡県測量設計業協会定款第7条の規定により、入会金及び会費徴収規程を次のように定める。

### (入会金)

第1条 入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の入会金は600,000円とする。
- (2) 賛助会員の入会金は50,000円とする。

### (会費)

第2条 正会員の会費は、月割会費と売上高による会費の合計額とする。

- (1) 月割会費は、月額8,000円とする。
- (2) 売上割会費は、(総売上高－2千万円)×0.0007857＋3万円とし、限度額を80万円とする。

2 賛助会員の会費は、年額50,000円とする。

### (入会金及び会費の納入)

第3条 入会金は、理事会の承認により会員の資格を得たものは、直ちに納入しなければならない。

- 2 月割会費は、全額を6月末日までに納入しなければならない。但し、会員に事情がある場合には、申し出により事務局は対応しなければならない。
- 3 売上割会費は、9月末日までに納入しなければならない。
- 4 新入会者の会費は、入会時以降の月数を納入しなければならない。

### (入会金の免除)

第4条 特例民法法人会員から引き続き一般社団法人静岡県測量設計業協会会員になったものは、入会金を免除する。

### (入会基準及び入会及び退会等の手続き)

第5条 新たに入会しようとするものの入会基準及び入会及び退会等の手続きについては別に定める。

### 附則

この規程は、一般社団法人設立の日(平成24年4月1日)から施行し、平成24年度から適用する。

この規程は、令和3年5月11日から施行し、令和3年度から適用する。